

神奈川県立相模湖漕艇場

管理運営業務の内容及び基準

平成２６年５月

神奈川県教育委員会教育局生涯学習部スポーツ課

目 次

1	基本方針	1
2	施設及び設備の維持管理に関する業務	
(1)	保守管理業務	1
(2)	保安警備業務	2
(3)	留意事項	3
3	施設の運営に関する業務	
(1)	開場日及び開場時間	3
(2)	施設及び設備の貸出し	3
(3)	利用の承認	3
(4)	利用承認の取消し等	3
(5)	施設の利用調整に関する業務	4
(6)	施設の利用案内に関する業務	4
4	施設の効果的・効率的運営に資するために必要な業務	
(1)	事業計画、人員配置計画及び収支計画の作成	4
(2)	業務日報の作成	4
(3)	月例業務報告書の作成	4
(4)	利用者満足度調査の実施	4
(5)	利用統計	4
(6)	実績報告書の作成	4
5	利用料金の徴収に関する業務	
(1)	利用料金の徴収	5
(2)	利用料金の額の決定	5
(3)	利用料金の減免	5
(4)	利用料金の不還付の決定	5
6	調査及び監査等	
(1)	調査及び監査等	5
7	その他留意事項	
(1)	関係機関への届出等	5
(2)	職員の配置等	5
(3)	引継ぎ	6

神奈川県立相模湖漕艇場管理運営業務の内容及び基準

相模湖漕艇場の指定管理者の募集は、相模湖公園と一括で行います。
相模湖公園の「管理運営業務の内容及び基準」は別添資料のとおりです。

1 基本方針

神奈川県立相模湖漕艇場条例第3条に定める「ボートの競技等を通じて県民のスポーツの振興を図る」役割を十分に発揮しうる施設運営を行う。

また、指定管理業務の遂行に当たっては、関係法令を遵守し、神奈川県立相模湖漕艇場（以下「漕艇場」という。）の適正な管理運営を行うものとする。

2 施設及び設備の維持管理に関する業務

(1) 保守管理業務

ア 建築物の保守管理

建築物について、外壁、内壁等の状態を監視、維持すること。また、不具合を発見した場合は、速やかに神奈川県教育委員会に報告すること。

イ 建築設備の保守管理

建築設備等について、各種法令に基づく管理責任者を設置し、次の日常点検、法定点検、定期点検及び清掃等を行い、状態、性能を維持するとともに、必要に応じてその他の点検等を行うこと。また、不具合を発見した場合は、速やかに神奈川県教育委員会に報告すること。

(ア) 検査、点検、法定点検等保守管理

a 簡易専用水道検査	年1回
b 消防設備点検（外観点検・機能点検及び総合点検）	年2回
c エレベーター保守点検	月1回
d 電気工作物保守点検	月1回
e 電気設備定期精密点検	年1回
f 空調機器保守点検	年1回
g 自動ドア保守点検	年4回
h 受水槽点検	年1回
i 競技艇メンテナンス	年1回以上
j コース用ロープ・ブイの設置・撤収及びメンテナンス	随時

(イ) 清掃

a フロア清掃	年2回
b カーペット等清掃	年2回
c 床ワックス掛け、石床洗浄	年1回
d 窓ふき清掃	年2回
e 受水槽清掃	年1回
f 害虫駆除	年2回
g 日常清掃	・外部公衆トイレ清掃 随時 ・館内トイレ・シャワー室清掃 随時

ウ 備品等の保守管理業務

(ア) 体育備品の保守管理

備品管理簿で管理を行うほか、漕艇場の利用者の安全を図るため、体育備品の日常の維持、管理を行うこと。

破損、不具合等が発生した場合は、直ちに使用を停止する措置等を行い、神奈川県教育委員会に報告を行うこと。

(イ) 体育消耗品

施設の運営に支障をきたさないよう必要な消耗品の購入、管理を行うこと。また、不具合等が発生したものは、随時更新を行うこと。

(ウ) 事務備品

備品管理簿で管理を行うほか、施設の運営に支障をきたさないよう事務備品の維持、管理を行うこと。

破損、不具合等が発生した場合は、神奈川県教育委員会に報告を行うこと。

(エ) 事務消耗品

施設の運営に支障をきたさないよう必要な消耗品の購入、管理を行うこと。また、不具合等が発生したものは、随時更新を行うこと。

(オ) 重要物品

重要物品※について、施設の運営に支障をきたさないよう保守点検を行い、破損、不具合等が生じた場合は、直ちに神奈川県教育委員会に報告を行うこと。

※価格が 100 万円以上の物品

(カ) 備品の帰属

備付けの物品や神奈川県が購入し委任した物品については神奈川県に帰属する。

指定管理者が指定期間中に更新又は新たに購入した物品の中で、施設運営の継続のために必要と認められるものについては、神奈川県教育委員会と協議の上、指定管理期間終了後、神奈川県に無償譲渡するものとする。

(キ) 注意義務

物品の使用及び保管については、善良な管理者の注意義務をもって行うこと。

(ク) 処分等

管理備品の処分等については、事前に神奈川県教育委員会の承認を要する。また、管理物品の処分等に係る費用については、指定管理者が負担するものとする。

(ケ) 報告

指定管理者は、管理備品について、現在高と照合の上、毎年 3 月末までに神奈川県教育委員会に報告すること。

(2) 保安警備業務

ア 施設内の秩序を維持し、事故、火災等の災害及び破壊等の犯罪の発生を警戒、防止し、利用者の安全を守るとともに財産の保全を図るため、保安警備を適切に行うこと。

イ 事故、災害及び犯罪等から利用者の安全を図ることができるよう適切な管理体制を整備、維持すること。

ウ 入退出者等を適切に管理すること。

(3) 留意事項

- ア 点検、清掃等に際しては、利用者の利用の妨げにならないように行うこと。
- イ 原則として、施設内に喫煙場所は設けないこと。
- ウ 公衆電話等を設置する場合は、神奈川県教育委員会に対して目的外使用許可の申請を行い、許可を得ること。

3 施設の運営に関する業務

(1) 開場日及び開場時間

ア 開場日

休場日を次のとおりとし、それ以外を開場日とする。ただし、(ア)から(ウ)までにかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、神奈川県教育委員会の承認を得て、休場日を臨時に変更し、又は臨時に休場日を定めることができる。この場合、事前に利用者に告知すること。

- (ア) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときを除く。）
- (イ) 休日の翌日（土曜日、日曜日又は休日当たるときを除く。）
- (ウ) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

イ 開場時間

5 月 1 日から 9 月 30 日 午前 7 時から午後 7 時まで

10 月 1 日から 4 月 30 日 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、神奈川県教育委員会の承認を得て、開場時間を臨時に変更することができる。この場合、事前に利用者に告知すること。

また、業務時間は、原則として開場の 30 分前から閉場の 30 分後までとし、開場時間を変更するときは、業務時間も変更することができる。

(2) 施設及び設備の貸出し

指定管理者は、施設及び設備（以下「施設等」という。）の貸出しに際しては、原則として、利用しようとする者から、利用しようとする日の 1 年前から利用当日までに、利用申込みを受けること。

ただし、地方公共団体又は公共的団体が行う体育行事で上に定める期間前に施設等の利用の申込みをしなければその開催に支障が生ずるものについては、指定管理者は、当該期間前に利用の申込みを受けること。

(3) 利用の承認

ア 指定管理者は、条例、規則及び指定管理者が定める規程等に基づき、漕艇場の施設等を利用しようとする者に対して利用の承認を行う。

イ 指定管理者は、利用の承認を受けようとする者が条例第 13 条第 2 項各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を与えないことができる。

ウ 指定管理者は、神奈川県暴力団排除条例第 11 条第 2 項の規定により、当該施設の利用が暴力団の利益になると認められるときは、利用の承認を与えないことができる。

(4) 利用承認の取消し等

ア 指定管理者は、利用の承認を受けた者が条例第 17 条各号のいずれかに該当するときは、

利用の承認を取り消し、又は利用を中止させることができる。

イ 指定管理者は、神奈川県暴力団排除条例第 11 条第 2 項の規定により、当該施設の利用が暴力団の利益になると認められるときは、利用の承認を取り消すことができる。

(5) 施設の利用調整に関する業務

ア 利用調整会議

指定管理者は、利用者の円滑、効率的な利用のため、利用調整会議を設置、開催するなど、漕艇場において開催を予定している各種大会等について、事前に日程の調整を行うこと。

(6) 施設の利用案内に関する業務

ア 指導・助言

指定管理者は、県民が施設を利用する際、必要な指導・助言を行うこと。

イ 受付業務

指定管理者は、受付業務に常時 1 名以上を配置し、利用者へのサービスに支障のないようにすること。また、安全管理者を常時 1 名以上配置すること。

ウ その他

指定管理者は、利用者からの相談を受け、利用前に十分な打合せを行うとともに、各種利用のための申請書類及び利用の手引き書を作成し、電話による問い合わせや、施設の見学等に対応すること。また、施設内や案内パンフレット等に、指定管理者により管理・運営されている施設であることを表示すること。

4 施設の効果的・効率的運営に資するために必要な業務

(1) 事業計画、人員配置計画及び収支計画の作成

指定管理者は、次年度の標記計画について神奈川県教育委員会と調整を行った上、毎年 7 月末までに次年度における各計画書を神奈川県教育委員会に提出し、その承認を得ること。

(2) 業務日報の作成

指定管理者は、管理業務の詳細を記載した業務日報を作成し、管理業務の実施状況を自ら把握するとともに、神奈川県教育委員会の求めに応じ閲覧、提出できるよう常備しておくこと。

(3) 月例業務報告書の作成

指定管理者は、業務日報等に基づき、各月ごとの業務状況が確認できるよう月例業務報告書を作成し、自らの自己評価を加え、翌月 10 日までに神奈川県教育委員会に提出すること。

(4) 利用者満足度調査の実施

指定管理者は、利用者へアンケートを毎年実施し、自己評価するとともに、施設運営の改善を図ること。

(5) 利用統計

利用者数等の集計・分析を行い、神奈川県教育委員会へ報告するとともに、業務に反映させること。

(6) 実績報告書の作成

指定管理者は、前年度の管理業務の実績報告書を毎年 4 月末までに作成のうえ、神奈川県

教育委員会に提出し、その承認を得ること。なお、実績報告書には次の事項を記載すること。

- ア 収入状況
- イ 支出状況
- ウ 利用状況（各月別施設利用者数等）
- エ 利用者満足度調査結果
- オ 業務委託実績報告書

5 利用料金の徴収に関する業務

(1) 利用料金の徴収

- ア 利用料金の徴収に当たっては、徴収手続きに関する規程等を定め、適正に取扱うとともに、事故防止に努めること。
- イ 利用料金の徴収及び保管については、然るべき責任者を置いて適正な管理を行うこと。
- ウ 利用料金は前納とし、指定管理者の収入とする。なお、収納した利用料金は、帳簿等を作成し、適正に管理しなければならない。

(2) 利用料金の額の決定

利用料金の額は、条例第 14 条第 2 項の規定に基づき、条例別表に定める額の範囲内において、神奈川県教育委員会の承認を得て定めること。

(3) 利用料金の減免

利用料金の減免については、条例第 15 条の規定に基づき神奈川県教育委員会の承認を得て定めた基準により、適正かつ公正に行うこと。

(4) 利用料金の不還付の決定

納付された利用料金は還付しない。ただし、災害その他利用の承認を受けた者の責めに帰すことができない理由により施設等を利用することができないと認めたときは、この限りではない。

6 調査及び監査等

(1) 調査及び監査等

県は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者の管理する施設の適正を期するため、必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

7 その他留意事項

(1) 関係機関への届出等

漕艇場の管理運営に関する必要な法令を遵守し、関係機関への届出や手続き等を遺漏なく行うこと。

(2) 職員の配置等

- ア 労働基準法等関係法令を遵守すること。
- イ 施設の管理運営責任者を常勤雇用で1名以上配置すること。
- ウ 受付業務に必要な適正人数を配置し、利用者へのサービスに支障のないようにすること。

エ 防火管理者を置くこと。

オ 施設運営及び施設管理等に従事する者には、スポーツ施設での勤務経験、会計経理の実務経験を有する者を配置するよう努めること。

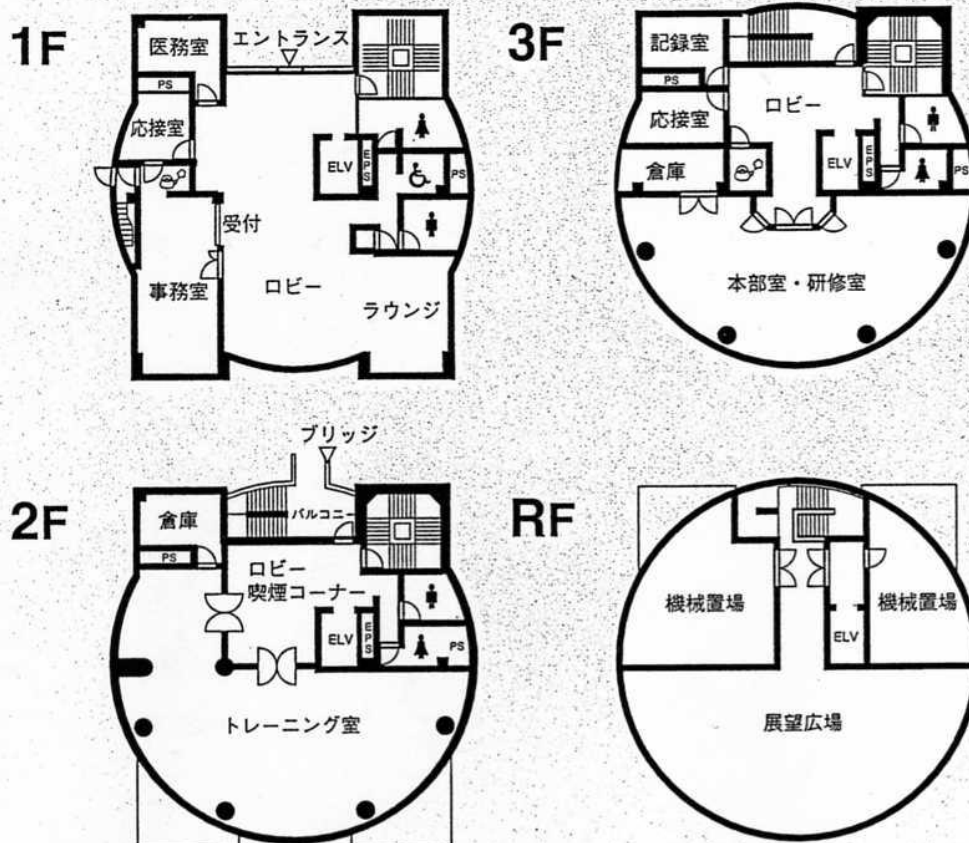
カ 職員は、利用者に対し、体育備品の適切な取扱いや安全指導が行える者を配置するとともに、応急救護手当に対応できる有資格者（救急救命士等）を配置するよう努めること。

(3) 引継ぎ

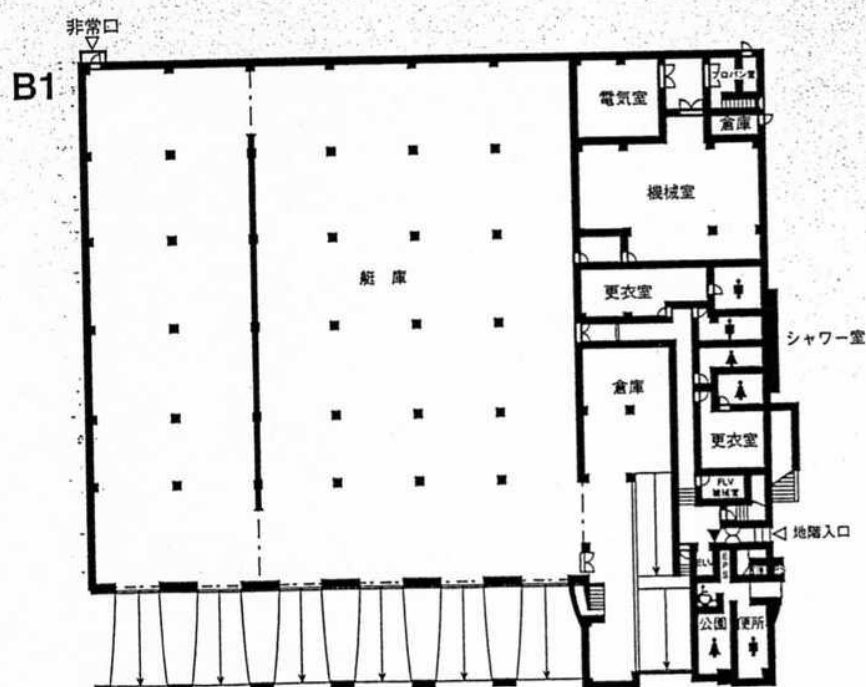
指定管理者は、指定期間終了までに引継書を作成し、次期指定管理者が漕艇場の業務を円滑かつ支障なく遂行できるように、引継ぎを行わなければならない。

相模湖漕艇場平面図

【管理運営棟】



【艇庫】



施設・設備・備品（貸付物品）一覧表

【施設・設備】

区分	種別・名称		面積・構造・規模・型式	備 考																																																																												
土地	県有地		2,996.90 m ²	設置許可（県立相模湖公園）																																																																												
建物	非木造	本部庁舎	鉄筋コンクリート造 2,997.00 m ²																																																																													
		審判塔	鉄骨造 50.80 m ²																																																																													
工作物	<table><tr><th>細 目 名</th><th>規 格 ・ 構 造</th><th>数 量</th><th>備 考</th></tr><tr><td>県旗等掲揚塔</td><td>鉄製 H=10.5m 太さ 17 cm</td><td>1</td><td>県有地外</td></tr><tr><td>県旗等掲揚塔</td><td>鉄製 H=10.5m 太さ 17 cm</td><td>1</td><td>〃</td></tr><tr><td>県旗等掲揚塔</td><td>鉄製 H=10.5m 太さ 17 cm</td><td>1</td><td>〃</td></tr><tr><td>県旗等掲揚塔</td><td>鉄製 H=10.5m 太さ 17 cm</td><td>1</td><td>〃</td></tr><tr><td>県旗等掲揚塔</td><td>鉄製 H=10.5m 太さ 17 cm</td><td>1</td><td>〃</td></tr><tr><td>浄化槽</td><td>浄化そう</td><td>2</td><td>県有地</td></tr><tr><td>浄化槽</td><td>コンクリート製 10.5</td><td>1</td><td>県有地外</td></tr><tr><td>県旗等掲揚塔</td><td>鉄製 H=10.5m 太さ 17 cm</td><td>1</td><td>〃</td></tr><tr><td>県旗等掲揚塔</td><td>鉄製 H=10.5m 太さ 17 cm</td><td>1</td><td>〃</td></tr><tr><td>県旗等掲揚塔</td><td>鉄製 H=10.5m 太さ 17 cm</td><td>1</td><td>〃</td></tr><tr><td>県旗等掲揚塔</td><td>鉄製 H=10.5m 太さ 17 cm</td><td>1</td><td>〃</td></tr><tr><td>県旗等掲揚塔</td><td>鉄製 H=10.5m 太さ 17 cm</td><td>1</td><td>〃</td></tr><tr><td>かこい</td><td>H=1,800</td><td>20.00m</td><td>県有地</td></tr><tr><td>電線</td><td>電線</td><td>228.00m</td><td>〃</td></tr><tr><td>電柱</td><td>電柱</td><td>1</td><td>〃</td></tr><tr><td>水道設備</td><td>水道設備</td><td>1</td><td>〃</td></tr><tr><td>下水設備</td><td>下水設備</td><td>1</td><td>〃</td></tr><tr><td>その他のもの(個)</td><td></td><td>1</td><td>〃</td></tr></table>				細 目 名	規 格 ・ 構 造	数 量	備 考	県旗等掲揚塔	鉄製 H=10.5m 太さ 17 cm	1	県有地外	県旗等掲揚塔	鉄製 H=10.5m 太さ 17 cm	1	〃	県旗等掲揚塔	鉄製 H=10.5m 太さ 17 cm	1	〃	県旗等掲揚塔	鉄製 H=10.5m 太さ 17 cm	1	〃	県旗等掲揚塔	鉄製 H=10.5m 太さ 17 cm	1	〃	浄化槽	浄化そう	2	県有地	浄化槽	コンクリート製 10.5	1	県有地外	県旗等掲揚塔	鉄製 H=10.5m 太さ 17 cm	1	〃	県旗等掲揚塔	鉄製 H=10.5m 太さ 17 cm	1	〃	県旗等掲揚塔	鉄製 H=10.5m 太さ 17 cm	1	〃	県旗等掲揚塔	鉄製 H=10.5m 太さ 17 cm	1	〃	県旗等掲揚塔	鉄製 H=10.5m 太さ 17 cm	1	〃	かこい	H=1,800	20.00m	県有地	電線	電線	228.00m	〃	電柱	電柱	1	〃	水道設備	水道設備	1	〃	下水設備	下水設備	1	〃	その他のもの(個)		1	〃
細 目 名	規 格 ・ 構 造	数 量	備 考																																																																													
県旗等掲揚塔	鉄製 H=10.5m 太さ 17 cm	1	県有地外																																																																													
県旗等掲揚塔	鉄製 H=10.5m 太さ 17 cm	1	〃																																																																													
県旗等掲揚塔	鉄製 H=10.5m 太さ 17 cm	1	〃																																																																													
県旗等掲揚塔	鉄製 H=10.5m 太さ 17 cm	1	〃																																																																													
県旗等掲揚塔	鉄製 H=10.5m 太さ 17 cm	1	〃																																																																													
浄化槽	浄化そう	2	県有地																																																																													
浄化槽	コンクリート製 10.5	1	県有地外																																																																													
県旗等掲揚塔	鉄製 H=10.5m 太さ 17 cm	1	〃																																																																													
県旗等掲揚塔	鉄製 H=10.5m 太さ 17 cm	1	〃																																																																													
県旗等掲揚塔	鉄製 H=10.5m 太さ 17 cm	1	〃																																																																													
県旗等掲揚塔	鉄製 H=10.5m 太さ 17 cm	1	〃																																																																													
県旗等掲揚塔	鉄製 H=10.5m 太さ 17 cm	1	〃																																																																													
かこい	H=1,800	20.00m	県有地																																																																													
電線	電線	228.00m	〃																																																																													
電柱	電柱	1	〃																																																																													
水道設備	水道設備	1	〃																																																																													
下水設備	下水設備	1	〃																																																																													
その他のもの(個)		1	〃																																																																													

【備品】

分 類	品 名	規 格	単価	数量	取得年月日
いす類	長いす	ウチダ RM-471	154,500	1	H9,3,31
		ウチダ RM-472	78,280	2	H9,3,31
箱、戸だな類	金庫	イトキョー・ルト・セーフ	62,000	1	H9,3,31
	物品棚	ウチダ B 型	57,371	2	H9,3,31
寝具類	ベッド	カリモク YS2203BD	60,976	1	H9,3,31
ちゅう具類	湯沸器	日本イミック EW-12NIJ	126,000	2	H9,3,31
	流し台	サンウェーブ BHIS-180L	86,000	1	H9,3,31

		サンウェーブ BHIS-120L	54,400	1	H9,3,31
事務用機器類	行事予定表	ウチダ WB	51,191	1	H9,3,31
	複写機	リコー BP-11	161,710	1	H9,3,31
計測機器類	艇測定器	カヌー用	52,100	1	H9,3,31
	風向風速計	DML101	209,475	2	H11,3,31
	電動ウインチ	日立モートルブロック IS-IET2-48B	1,272,800	1	H9,3,31
		リョービ WI-200	164,285	1	H9,3,31
	チェーンソー	共立 CS-302	57,000	1	H9,3,31
	ホットガン	静岡製機 ホットガン 30RD	59,325	1	H21.4.1
	電話機主装置	NEC RX-S	240,000	1	H9,3,31
	電話機	シャープ CJ-B30-H	72,100	1	H9,3,31
	ボイラー	昭和鉄工 SVR-200 CM-W	3,257,000	1	H9,3,31
	船外機	ヤマハ 9.9DEL	190,859	2	H9,3,31
		ヤマハ FT9.9DEH-X	266,883	1	H18.9.28
		ヤマハ FT9.9DWH-X	266,883	1	H18.9.28
	インターホン制御盤一式	東芝 BTC1081,HJ92401,カムラ RX4060-12K	246,224	1	H9,3,31
	巻き取りモーター	パワーマックス	397,000	1	H9,3,31
	発電器	-	165,000	1	H9,3,31
	インバータ発電機	マキタ G250IS	179,550	1	H24.7.4
船車類	モーターボート	ニッサン CF-710ⅢEX	2,152,700	1	H9,3,31
		ヤマハ カタマラン CB4	2,113,125	2	H11,3,31
	作業艇	トミタテクノロジー製 SSS-14	801,360	1	H15,8,29
		トミタテクノロジー製 SSS-14	845,250	1	H16,8,25
	ボート	ナックルペア	99,000	1	H9,3,31
		ナックルシックス	300,000	1	H9,3,31
		ナックルエイト	350,000	1	H9,3,31
		フィックス	500,000	1	H9,3,31
		舵なしペア	1,002,500	8	H9,3,31
		舵付フォア	1,220,000	10	H9,3,31
		舵付フォア (重量艇)	1,627,500	16	H11,3,31
		舵付フォア (重量艇)	1,596,000	2	H11,3,31
		舵付フォア (軽量艇)	1,627,500	11	H11,3,31
		舵付フォア (軽量艇)	1,596,000	2	H11,3,31
		ダブルスカル	1,120,000	8	H9,3,31
		ダブルスカル (重量艇)	1,260,000	11	H11,3,31
		シングルスカル	380,000	10	H9,3,31
		シングルスカル (重量艇)	556,500	11	H11,3,31
		シングルスカル (重量艇)	547,960	5	H11,3,31
		シングルスカル (軽量艇)	556,500	11	H11,3,31

		シングルスカル（軽量艇）	536,550	2	H11,3,31
	カヌー	ダブルカヌー	160,110	1	H9,3,31
		シングルカヤック	112,540	1	H9,3,31
		ダブルカヤック	138,370	1	H9,3,31
		ダブルカヤック	230,000	8	H9,3,31
		カヤック 4	262,760	1	H9,3,31
		カヤック 4	427,500	1	H9,3,31
		カナディアン	234,000	4	H9,3,31
	台船（ボート）	スタート用	72,720	6	H9,3,31
		15m×4m 鋼材	2,150,000	1	H9,3,31
		20m×8m	4,900,000	1	H9,3,31
		6m×5m	980,000	1	H9,3,31
		5m×10m 発艇員席用	2,575,000	1	H9,3,31
		6m×6m ステアリング・マーカー用	1,895,000	1	H9,3,31
		6m×6m 中間判定用	1,854,000	1	H9,3,31
		4m×4m 中間判定見通し用	824,000	1	H9,3,31
	ステッキボート	発艇員席用	606,000	7	H9,3,31
	台車	ボート運搬用	50,000	3	H9,3,31
諸工具類	エルゴメーター	-	100,000	3	H9,3,31
教養及び体育 器具類	判定台	ゴール判定台	1,200,000	1	H9,3,31
	審判台	発艇員用審判席	1,360,000	1	H9,3,31
		判定員用審判席	500,000	2	H9,3,31
	ローイングマシン	-	264,710	2	H9,3,31
	判定用ブザー	日本漕艇協会規格	80,805	1	H11,3,31
雑器具類	テント	発艇員席用（大）	120,000	1	H9,3,31
		判定員席用（小）	85,000	2	H9,3,31
	電気メガホン	ナショナル WA260	341,124	1	H11,3,31
標本,美術品類	模型	1/200 スケール	690,000	1	H9,3,31
管 理 備 品 数 合 計				202	

※上記備品に加え、AED 1 台を導入予定です。

相模湖漕艇場管理運営業務の内容及び基準（仕様）詳細について

	対 象 項 目	対 象 機 器 等
1	管理運営業務の内容及び基準 2 施設及び設備の維持管理に関する業務 (1) 保守管理業務－イ－(ア) b～h の点検対象となる機器詳細、数量、メーカー等	b 消防設備点検 消火器具 粉末(加圧式)10 型 18 本 強化(畜圧式) 3 型 1 本 屋内消火設備 消火ポンプ 荏原製作所 50FMFU3 55. 5E 電動機 東芝 IKK 自動火災報知設備 ニッタン(株) 1994 年製 受第 2-18-1 号 形式 1PF2-nWS0 非常警報(放送)設備 日本ビクター(株) 1993 年製 K-50S 誘導灯 三洋 3. 6V-1. 2Ah N3-SS 93 年製 避難口 20 基 通路 11 基 防火設備 ニッタン(株) 受 2-8-1 号 1PF2¥15 WS15 c エレベーター保守点検 横浜エレベーター 油圧間接式 1 台 乗用(車椅子兼用)11 人 (積載重量 750kg) 速度 60m/分 d 及び e 電気工作物保守点検 設備容量 135KwA 最大電力 96キロワット 受電電圧 6, 600ボルト 非常用予備発電装置・蓄電池装置なし f 空調機保守点検 ダイキン空冷ヒートポンプエアコン FXZF40H他 16台 ダイキン空冷ヒートポンプV R Vエアコン E Xファミリー RSXY 10H他 5 台 g 自動ドア保守点検 ナブコ社製 DS-41 (D) 1 台 h 受水槽点検 24 m³ 2 基

2	管理運営業務の内容及び基準 2 施設及び設備の維持管理に関する業務 (1) 保守管理業務－イー(イ) a～g の各清掃箇所の明確な範囲等	a フロア清掃 3,214.56㎡（管理運営棟及び艇庫の延床面積） b カーペット清掃（3階応接室1室） 12.57㎡ c 床ワックス掛け、石床洗浄 ワックス547.70㎡、石床洗浄218.40㎡ d 窓ふき清掃 270.00㎡ e 受水槽清掃 24㎡ 2基 f 害虫駆除 約950㎡（共用部、1F～3Fフロア、事務室、ロビー、更衣室、機械室） g 日常清掃 <table data-bbox="986 891 1412 1550"> <tr> <td>更衣室</td><td>男子</td><td>41.74㎡</td></tr> <tr> <td></td><td>女子</td><td>25.48㎡</td></tr> <tr> <td>シャワー室</td><td>男子</td><td>12.96㎡</td></tr> <tr> <td></td><td>女子</td><td>10.08㎡</td></tr> <tr> <td>B1トイレ</td><td>男子</td><td>11.96㎡</td></tr> <tr> <td></td><td>女子</td><td>11.92㎡</td></tr> <tr> <td>1Fトイレ</td><td>男子</td><td>7.11㎡</td></tr> <tr> <td></td><td>女子</td><td>8.82㎡</td></tr> <tr> <td>障害者トイレ</td><td></td><td>2.80㎡</td></tr> <tr> <td>2Fトイレ</td><td>男子</td><td>6.72㎡</td></tr> <tr> <td></td><td>女子</td><td>4.75㎡</td></tr> <tr> <td>3Fトイレ</td><td>男子</td><td>6.72㎡</td></tr> <tr> <td></td><td>女子</td><td>4.75㎡</td></tr> <tr> <td>外部公衆トイレ</td><td></td><td>40.42㎡</td></tr> </table>	更衣室	男子	41.74㎡		女子	25.48㎡	シャワー室	男子	12.96㎡		女子	10.08㎡	B1トイレ	男子	11.96㎡		女子	11.92㎡	1Fトイレ	男子	7.11㎡		女子	8.82㎡	障害者トイレ		2.80㎡	2Fトイレ	男子	6.72㎡		女子	4.75㎡	3Fトイレ	男子	6.72㎡		女子	4.75㎡	外部公衆トイレ		40.42㎡
更衣室	男子	41.74㎡																																										
	女子	25.48㎡																																										
シャワー室	男子	12.96㎡																																										
	女子	10.08㎡																																										
B1トイレ	男子	11.96㎡																																										
	女子	11.92㎡																																										
1Fトイレ	男子	7.11㎡																																										
	女子	8.82㎡																																										
障害者トイレ		2.80㎡																																										
2Fトイレ	男子	6.72㎡																																										
	女子	4.75㎡																																										
3Fトイレ	男子	6.72㎡																																										
	女子	4.75㎡																																										
外部公衆トイレ		40.42㎡																																										

(想定) 指定管理料

本施設では、施設及び設備の利用料金を指定管理者の収入とする「利用料金制」を採用します。利用料金は神奈川県立相模湖漕艇場条例に定める上限額の範囲内で、教育委員会の承認を得て指定管理者が定めることとなります。指定管理業務に要する総経費から、利用料金収入として見込まれる額を差し引いた額を指定管理料として提案していただくことになります。

県が積算した指定管理料の金額は次のとおりです。この金額を上回る提案については、**失格**とします。

- (1) 指定管理料の上限額 52, 177 千円 (単年度分の提案の上限額、税込み)
 上記のうち 相模湖漕艇場分 : 14, 086 千円(上限額)
 相模湖公園分 : 38, 091 千円(上限額)

※ 指定管理料の提案に当たっては、公園分、相模湖漕艇場分それぞれの上限額を超えない範囲でご提案ください。

※ 指定管理料の提案額は、各年度とも県が積算した金額（消費税及び地方消費税を含む金額）を上限とします。

※ 審査項目「節減努力等」の評価は、提案された指定管理料の各年度の平均額（または合計額）により評価します。

※ 本施設の指定管理者への申請をご検討される際の参考にしていただくため、直近3年間の指定管理料及び利用料金収入実績を次のとおりお示しいたします。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
指定管理料	19,627 千円	19,627 千円	19,627 千円
利用料金収入	2,016 千円	2,519 千円	2,270 千円

注) 消費税及び地方消費税を含む金額をもって指定管理料としますので、申請団体等は消費税及び地方消費税を含む金額を提案してください。

※ 参考：別紙 5－1 及び 5－2 「神奈川県立相模湖漕艇場（過去3年間の利用状況実績・料金収入実績）」

上記の金額は、

【①指定管理料＝総管理経費－②駐車場収入－③利用料金収入】の①に該当する額です。

②駐車場収入に該当する額については、別冊「県立相模湖公園管理運営業務の内容及び基準」の「公園関係資料」を参照のうえ提案して下さい。なお、相模湖漕艇場には駐車場はありません。

③利用料金収入は相模湖漕艇場のみとなります。

- * 1 上記に記載されている「①指定管理料」は、過去の管理実績をベースに算定した1年分の額で、提案の上限額(消費税8%込み)となります。
- * 2 上記の①指定管理料の上限額には、以下のとおり、相模湖公園及び相模湖漕艇場の総管理経費、利用料金収入が反映されています。

①指定管理料の上限額(総額)

= 総管理経費(公園+漕艇場) - 駐車場収入(公園のみ) - 利用料金収入(漕艇場のみ)

* 3 なお、現管理者が再委託している業務及び委託金額については発注方法により差があり、企業のノウハウも含まれています。したがって、再委託を予定する業務及び委託金額については、必要に応じて提案して下さい。

(2) 光熱水費等(平成21年度～24年度) *相模湖公園は別添資料参照

【相模湖漕艇場】

光熱水費等(平成21年～24年度)

(金額:千円)

年 度 費 目		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	年度平均
電 気	使用量 (Kw)	60,268	64,574	50,502	49,784	56,282
	電気料金	2,838	2,967	2,805	3,234	2,961
上下水道	使用量 (m ³)	340	312	884	310	462
	上下水道料金	691	791	673	727	721
ガ ス	使用量 (m ³)	165	173	164	139	160
	ガス料金	849	973	954	1,078	964
灯 油	使用量 (ℓ)	36	54	204	170	116
	灯油料金	3	5	20	18	12
ガソリン	使用量 (ℓ)	800	1,055	779	780	853
	ガソリン料金	102	134	118	121	119
通信運搬費 (電話・FAX費等)	料 金	162	194	214	176	187

過去3年間の月別利用状況

施設名(相模湖漕艇場)

区分		項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計	単位(人)
1	漕艇	22年度	880	1,231	1,282	1,945	749	1,849	3,021	432	426	369	276	765		13,225
		23年度	1,273	1,536	1,872	2,096	550	1,562	1,522	1,259	502	274	218	1,158		13,822
		24年度	1,453	1,520	1,842	1,953	1,313	2,034	2,745	442	592	232	611	2,254		16,991
2	カヌー	22年度	5	82	121	142	236	192	9	0	0	0	1	67		855
		23年度	173	143	145	159	217	129	16	0	0	0	0	54		1,036
		24年度	123	113	42	225	140	108	24	21	20	20	27	48		911
合 計	22年度	885	1,313	1,403	2,087	985	2,041	3,030	432	426	369	277	832		14,080	
	23年度	1,446	1,679	2,017	2,255	767	1,691	1,538	1,259	502	274	218	1,212		14,858	
	24年度	1,576	1,633	1,884	2,178	1,453	2,142	2,769	463	612	252	638	2,302		17,902	

別 紙 5－1

過去3年間の月別利用料金収入

施設名(相模湖漕艇場)

区分		項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計
1	艇庫	22年度	0	49,605	30,490	18,720	30,490	0	25,392	48,784	30,490	45,735	0	292,706	572,412
		23年度	278,408	48,310	0	30,490	66,658	0	27,092	0	0	76,225	15,245	567,724	1,110,152
		24年度	36,168	45,210	0	31,210	49,210	54,882	1,700	45,735	0	0	255,219	223,902	743,236
2	ボート等	22年度	44,546	96,626	116,960	498,495	56,506	110,781	294,212	40,243	46,947	47,313	29,805	67,280	1,449,714
		23年度	80,342	129,725	176,337	217,869	93,906	113,851	184,067	154,807	68,299	27,271	18,485	143,205	1,408,164
		24年度	94,577	142,079	110,806	221,111	134,721	275,346	162,509	53,706	57,799	25,967	27,190	220,561	1,526,372
合 計		22年度	44,546	146,231	147,450	517,215	86,996	110,781	319,604	89,027	77,437	93,048	29,805	359,986	2,022,126
		23年度	358,750	178,035	176,337	248,359	160,564	113,851	211,159	154,807	68,299	103,496	33,730	710,929	2,518,316
		24年度	130,745	187,289	110,806	252,321	183,931	330,228	164,209	99,441	57,799	25,967	282,409	444,463	2,269,608

別 紙 5-2